

畜犬登録と第1回 狂犬病予防注射

犬を所有しておられる方は、必ず登録および予防注射を受けてください。

日 時

- ▷ 4月16日午前10時~10時30分 中条新田事務所
- ▷ 4月16日午前11時~11時30分 未宝公会堂
- ▷ 4月16日午後1時~2時役場前

犬を飼う三原則

1. 毎年1回登録を受けること
2. 春、秋2回の予防注射を受けること

3. 犬は常につないで飼うこと

* 犬が死んだ場合や不用犬として保健所へ出される場合は、役場保健衛生課へ連絡してください。

三条結核病院

小児科診療が廃止

県立三条結核病院の小児科診療が来る4月1日から県立吉田病院に移転することになり、3月30日までで廃止されることになりました。

去る、二月二十六日に開かれた生活改善推進会議で「生活改善申合せ事項」が次のように決まりました。

この申し合せは、年々派手な冠婚葬祭と天祐知らずの物価高のなかで、「金のかかりすぎ」の冠婚葬祭のあり方を考え直そう」と、三年くらい前から公民館の会議や婦人団体の会合などで、その必要性が叫ばれています。

四月一日から実施
みんなで
守りまど

生活改善申合せ事項

1. 結婚式について
 - お客様の服装は黒紋付とする。
 - お祝儀は7,000円以内とする。
 - 料理と引物で10,000円以内とする。
2. 孫祝い等について
 - 出産祝いは1,000円程度とする。
 - 出産時の里帰り土産及び初節句時の里親よりの贈物（武者人形・鯉のぼり・ひな人形・ちまき等）を廃止する。
3. 病気見舞について
 - 見舞は1,000円程度とし、そのお返しはしない。
4. 葬儀について
 - 祭壇は出来るだけ簡素にする。
 - お通夜は出来るだけ簡素にする。
 - 一般のお明しを廃止し、明香料（500円）だけとする。
 - 引物はお供と砂糖3キロ程度とする。
 - 村内礼状は廃止する。
5. 法要について
 - 持物は、お明し、志しと、土産料として2,000円程度とする。
 - 引物は、砂糖3キロ程度とする。
6. 火災見舞について
 - 火元と近所の範囲にとどめる。

以上
中之島村公
中之島村生活改善推進会議

固定資産税 課税台帳の縦覧	
▽四月九日から四月二十八日まで (役場の執務時間中)	
役場税務課	役場税務課
▽縦覧場所	

広報の表紙を配布
みなさまから広報を活用していただけます。三月号といつもように表紙を各戸に配布いたしましたので、毎月として大切に保存してください。
みなさんと市政のパイプ役として役立つよう頑張っておりますが、まだいたらない点が多くあります。みんなさんからのご意見、ご希望をあてお寄せください。

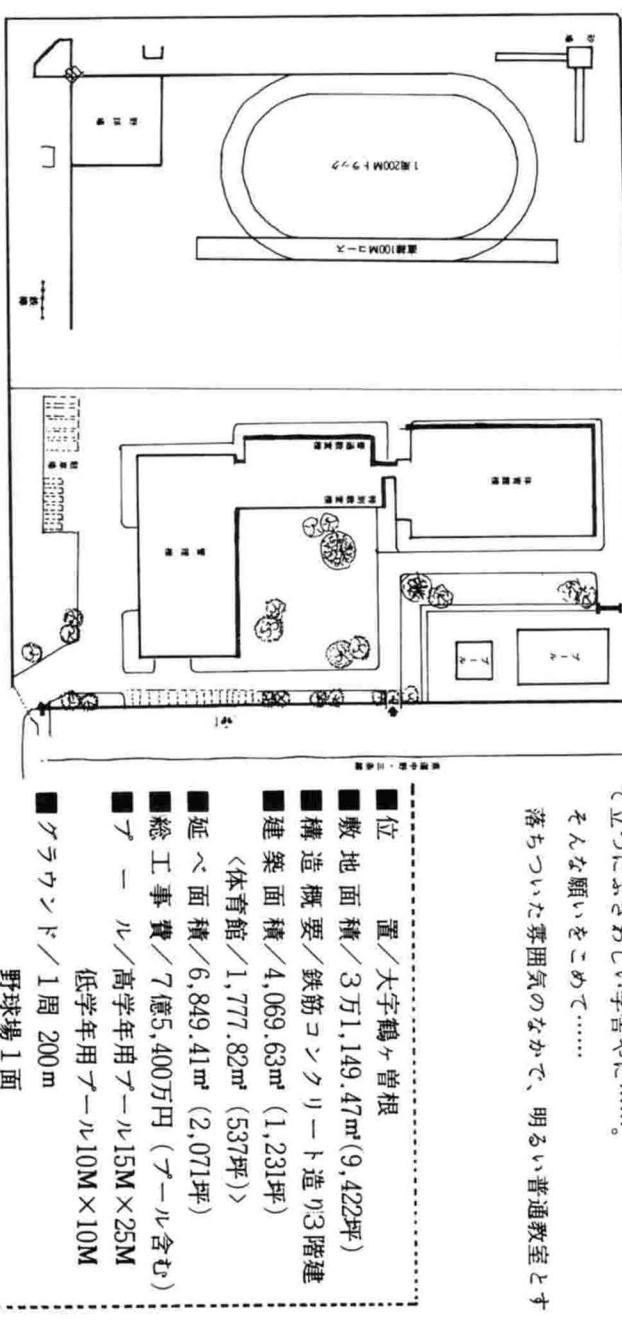
河川美化月旬 4/1~4/30

「川にゴミを捨てないで」

広報 なかのしま

3月号 南蒲原郡中之島村役場





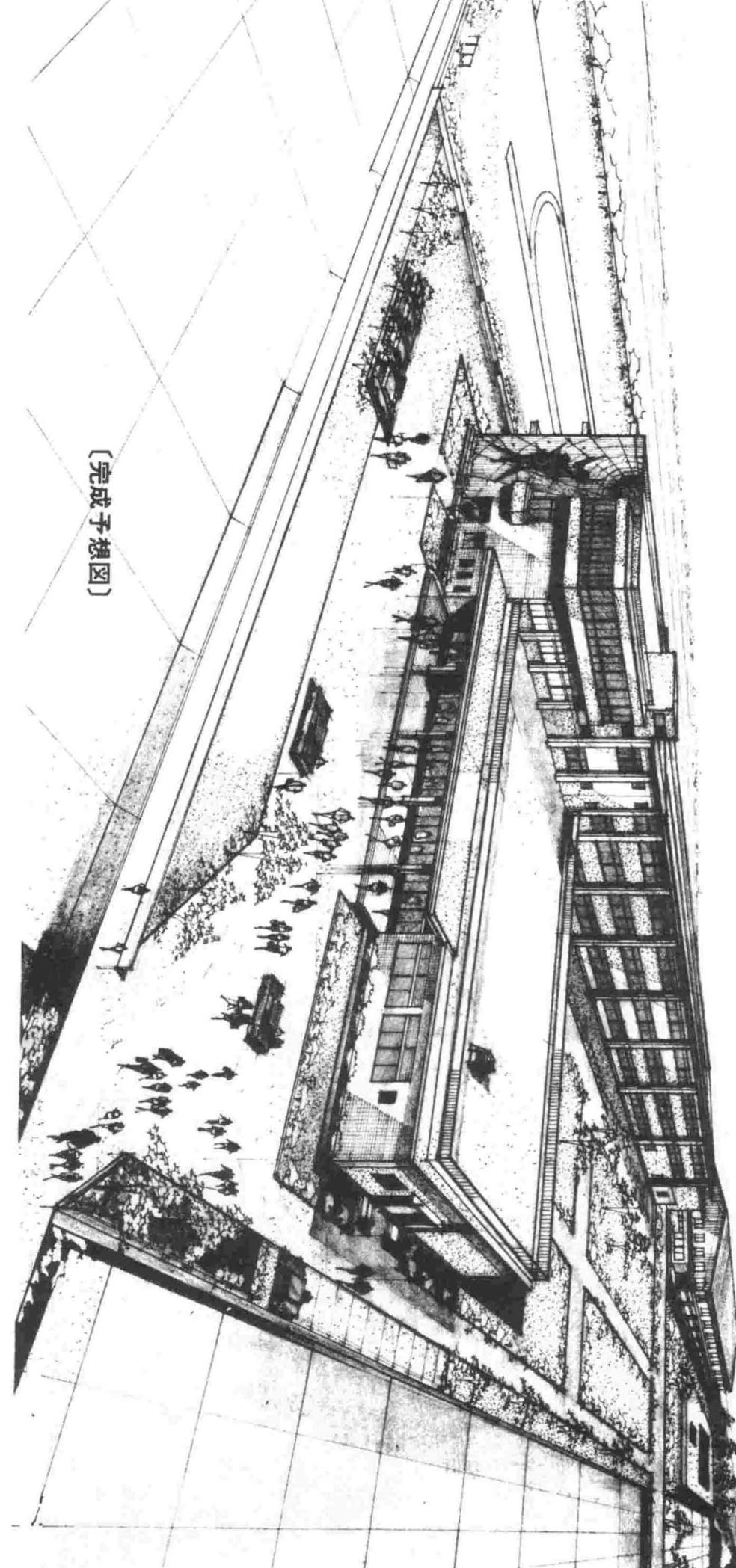
53年4月に

開校

はらしい設備の特別教室でのびのびと学習できる学校。中廊下方式により空間に変化をもたせ、児童の生活の場としていきいきと、また緊張感のある、そんな学校にと配慮しました。

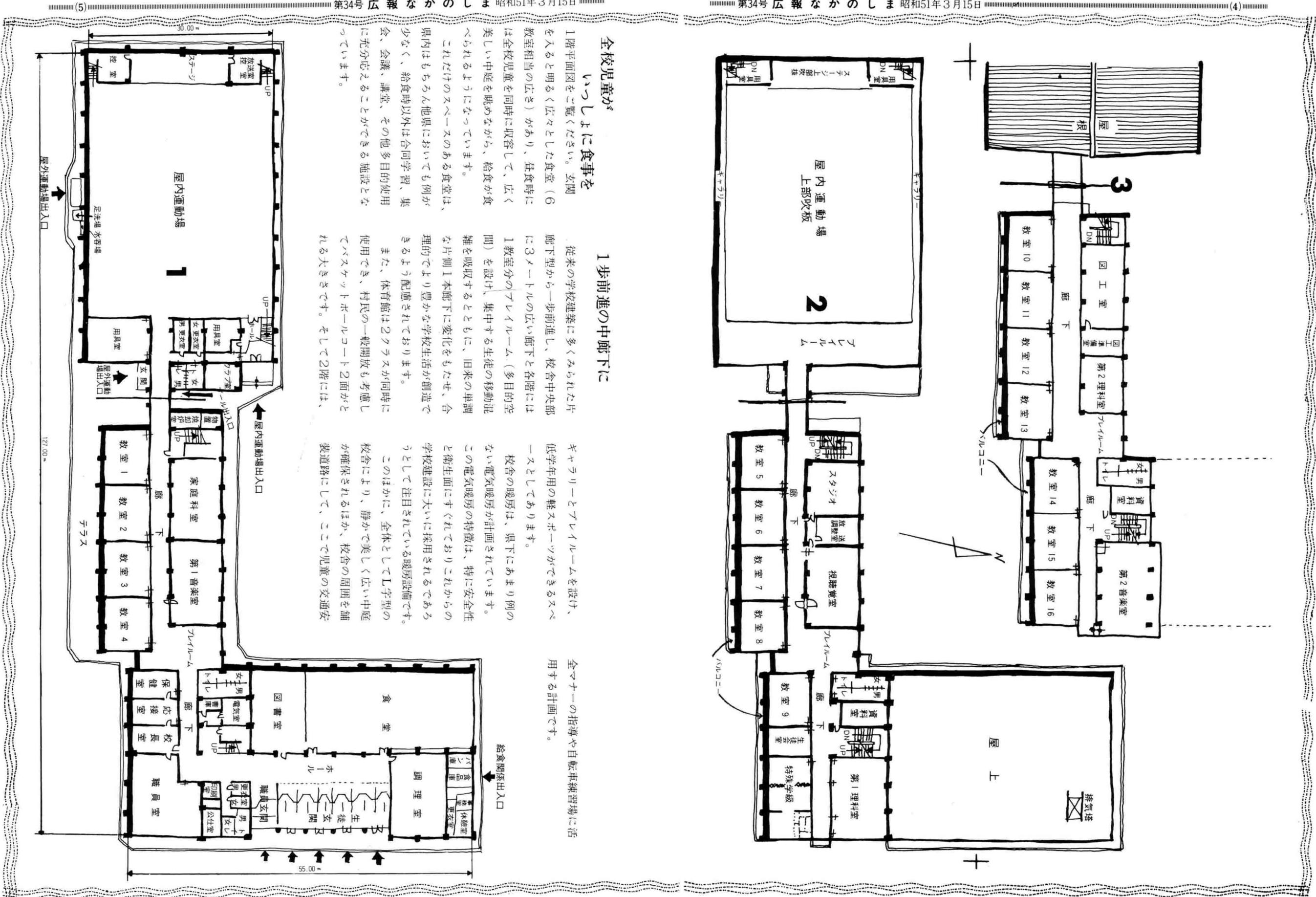
統合小学校

新築3階建ての「なにわ」

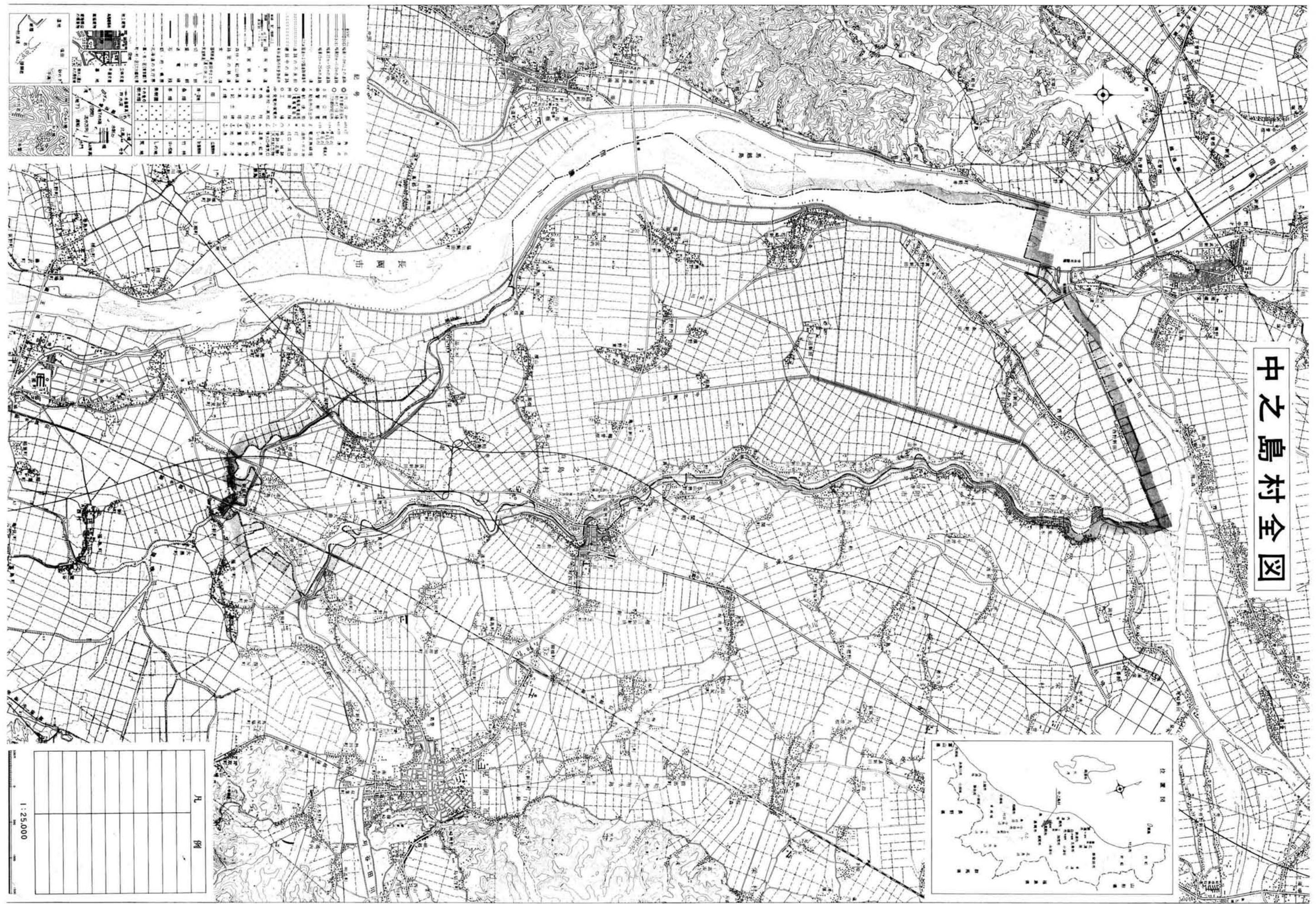


統合校舎は大きく分けて、校舎棟と体育館棟に分かれ、全体としてL字型の校舎となります。工事年度は、校舎棟については今年の7月頃から着工のはこびになっており、52年度までに建築し、53年4月1日に開校予定です。

また、引き続き53年度には体育館棟およびプールを完成させる計画で、上図のような立派な統合小学校が完成します。（4,5ページに続く）



中之島村全図





第34号 広報なかのしま 昭和51年3月15日

新入学児童・園児を 交通事故から守ろう

もうすぐ真新しいランダセルやショルダーバックを背おつた、新児童、園児のかわいらしい姿が目についてきます。ドライバー、保護者の皆さん、可愛いお子さんを痛ましい交通事故から守るために、つぎの点にじゅうぶん注意しましょう。

ドライバーのかたへ

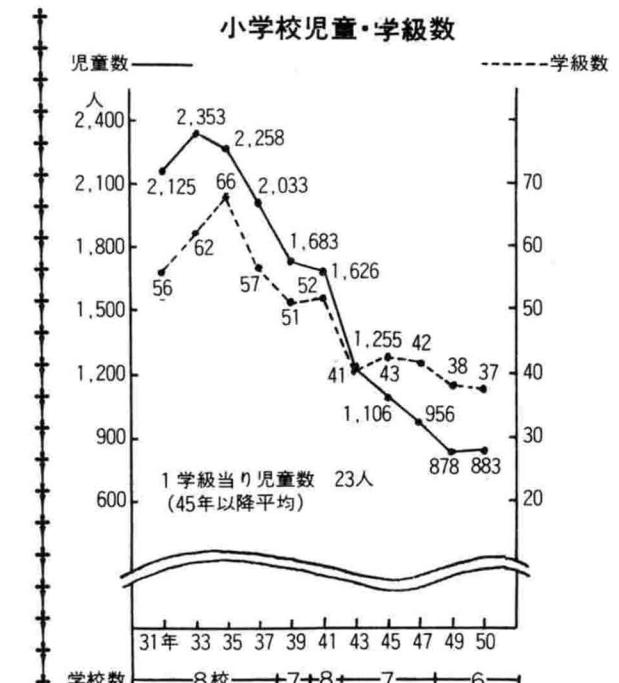
新入学児童は、入学を境に今までのようなり迎えを受けて保育所へかよつたこと、だいぶ勝手の違った状態におかれています。卒園前に、交通安全

保護者のかたへ

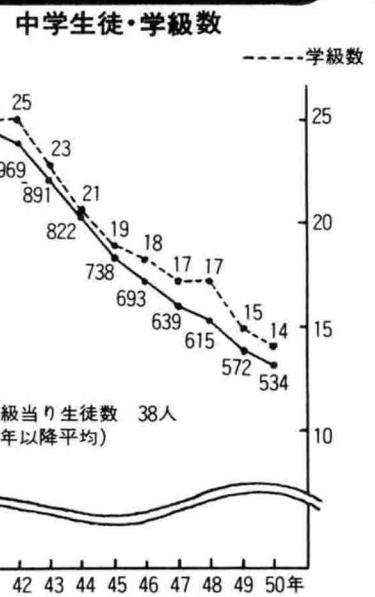
もうすぐ真新しいランダセルやショルダーバックを背おつた、新児童、園児のかわいらしい姿が目についてきます。

ドライバー、保護者の皆さん、可愛いお子さんを痛ましい交通事故から守るために、つぎの点にじゅうぶん注意しましょう。

新入学児童は、入学を境に今までのようなり迎えを受けて保育所へかよつたこと、だいぶ勝手の違った状態におかれています。卒園前に、交通安全



小中学校の推移



料理教室

期間 四月～十二月まで、毎月第一・三・四の火曜日

時間 午後六時～九時まで

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨子さん

対象者 村内在住の青年男・女

募集人員 四十名（定員になり次第〆切）

料 理 教 室

講師 池之坊 飛鳥井楨

◆拠出年金(保険料を納めている人)

種類	支給要件	支給額
老齢年金	保険料を25年以上納付して65才になったとき支給されます。 ただし次の生まれの人は、25年の保険料納付期間がなくともそれぞれ次の期間があれば支給されます。	25年納付 年額339,600円 24 " 331,110 23 " 322,620 22 " 314,130 21 " 305,640 20 " 297,150 19 " 288,660 18 " 280,170 17 " 271,680 16 " 263,190 15 " 254,700 14 " 246,210 13 " 237,720 12 " 229,230 11 " 220,740 10 " 212,250
通算老齢年金	国民年金とその他の公的年金の加入期間を合せて25年以上ある人は、それの制度からその加入期間分に応じて年金が支給されます。	5年年金 年額 135,840 (800円×保険料納付月数) ×1,415=年金額 ※明44.4.1以前生まれの人は、800円を1,200円に
障害年金	病気や、けがにより障害者となったときに、引き続く保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。(3・4ページ参照)	1級障害 年額 424,500円 2級障害 年額 339,600円
母子年金	生計中心者の夫が死亡して母子世帯(子供18才未満)になったときに、妻が引き続く保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	339,600円(月額28,300) ※子供2人目 9,600円(月額800) 子供3人目から 4,800円(月額400)加算
準母子年金	生計中心者の祖父や父が死亡して準母子世帯(孫、弟妹18才未満)になったときに、祖母または姉が引き続く保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	
遺児年金	両親が死亡して孤児になったときに、その父または母が引き続く保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	

◆福祉年金

種類	支給要件	支給額
老齢福祉年金	明治44.4.1以前に生まれた人が70才に達したときに支給されます。	年額 144,000円(月額12,000)
障害福祉年金	20才以前からの障害者または明治44.4.1以前に生まれた人が、70才までの間に障害者になったときに支給されます。	1級障害 年額 216,000円 2級障害 年額 144,000円
母子、準母子福祉年金	明治44.4.1以前に生まれた人で、夫が死亡し、母子世帯(子供、義務教育修了前)になったときに支給されます。	187,200円(月額15,600) ※子供2人目 9,600円(月額800) 子供3人目から 4,800円(月額400)加算
老齢特別給付金	明治39.4.1以前に生まれた人で、70才になるまでの間支給されます。	108,000円(月額 9,000)

国民年金制度を知ろう!!



年金で安心のある暮らし

勤けるうちに一定の保険料を納めておいて、年をとつてから、また途中で万一大きなケガをし

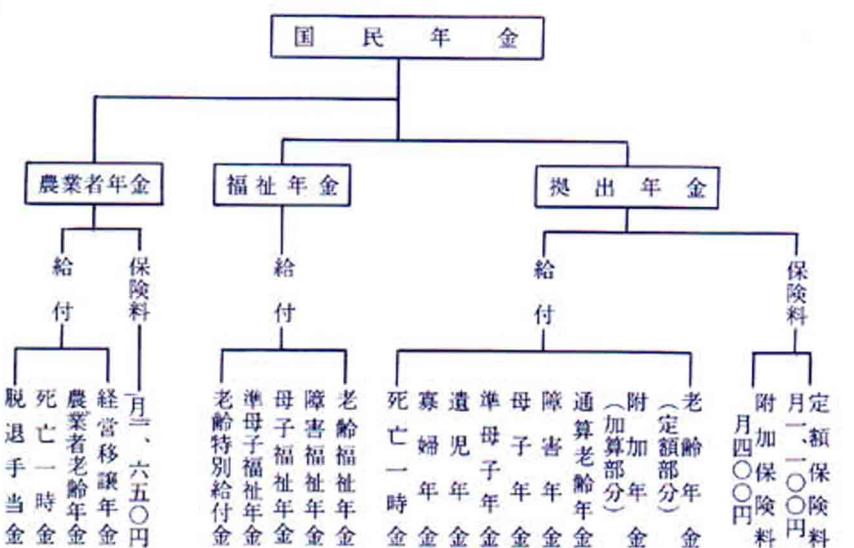
国民年金とは……

たり、夫と死にわかれた場合などに、それまで納めた保険料に応じて年金を受け、生活のよりされたものです。(昭和三十六年四月一日現在)すでに高齢者だった人とか、身体障害者、母子世帯であった人

厚生年金、各種共済組合など次にあげる公的年金に加入していない二十歳から六十歳未満の日本国民である人は、国民年金には、保険料を納めなくとも福

に加入しなければなりません。「厚生年金・船員保険・恩給・国家公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・農林漁業団体職員共済組合・国会議員互助年金」に加入すればなりません。

国民年金制度のしくみ



前掲の公的年金に加入している方の配偶者とか、いま厚生年金・恩給など公的年金をうけている人やその配偶者・その他二十歳以上の学生などは、希望により加入することができます。「附加年金の加入」定額保険料のほかに、より多い保険料を納めて、より高い年金給付を受けたい人は誰れども(免除者を除く)加入できます。

★希望すれば加入できる人★

2級程度の障害

障害の部位	障害または病状
目	メガネをかけても、ほんやりとしかみえず日常生活に不便を感じる。(両眼の視力の和が0.08以下)
耳	耳もとで大声でどなれば、やっと聞える。(両耳の聴力損失が80デシベル)以上
平衡機能	眼を閉じたままで立ち上ることができないか、または、眼を開いても10m以上まっすぐに歩くことができない。
そしゃく機能	食物をかみくだくことができず、流動食以外食べられない。
音言	声を出すことがほとんどできないため、身ぶりや文字などでしか意志の伝達ができない。
肢 体	片手、片足、体幹の機能に著しい障害があるため、ほとんどその用をなさない。
内 脏	心臓、腎臓、肝臓等の障害や結核などで、長期にわたって安静を必要とするために、日常生活に著しい制限が加えられている。
精 神	精神障害のため、日常生活に家人の手助けを必要とする。

*障害の程度がこれ以上重ければ障害(障害福祉)年金が受けられる。

福祉年金では、年金額を一二・五%引き上げるほか、支給制限についてもそれとおり緩和(扶養義務者等の場合は、限度額をそのまま据置き)されます。

福祉年金の改善

- 年金額の引上げ(51.10実施)

老齢福祉年金 12,000円 → 13,500円
 　障害 (1級) 18,000円 → 20,300円
 　(2級) 12,000円 → 13,500円
 　母子・準母子年金 15,600円 → 17,600円
- 支給制限の緩和

○本人
 　老齢・障害・老齢特別給付金(夫婦で…)
 　(年収) 120万円 → 153万円
 　母子・準母子 (2人)
 　(年収) 267万円 → 296万円
 　○扶養義務者等 (6人世帯)
 　(年収) 876万円 → そのまま据置き
- 併給制限(51.10実施)

普通扶助料等 24万円 → 28万円
- 母子(準母子)福祉年金の加算額の引上げ

加算の対象となる子等のうち1人を
 　800円 → 2,000円
- 母子(準母子)福祉年金の子等の年齢引上げ

義務教育終了前 → 16歳

福祉年金

ようとするものです。
 実施の時期は、五十二年度に予定されています。

その他の改正

(51.9から)

3年以上20年未満
 　二万三、〇〇〇円

その他の母子年金(準母子)について、第二子の加算額を月額八〇〇円から一、〇〇〇円に引き上げるほか、死亡時金がつぎのとおり引き上げられます。3年～15年未満
 　一万七、〇〇〇円
 　二万一、〇〇〇円

3年以上20年未満
 　二万三、〇〇〇円

保険料が

(51.9から)

一、四〇〇円に：

その他・母子年金(準母子)について、第二子の加算額を月額八〇〇円から一、〇〇〇円に引き上げるほか、死亡時金がつぎのとおり引き上げられます。3年～15年未満
 　一万七、〇〇〇円
 　二万一、〇〇〇円

れば当然費用がかかります。
 国民年金は、一昨年の昭和四十八年に、いわゆる五万円年金となり、四〇〇円になります。この家庭の経済が家族の収入によってまた変わっているように、国民年金でも年金を支給するための財源は、加入者の納める保険料と国庫負担、それにこれを積立てて生じる利子によつてまた上がれています。

この水準の年金を支給するためには約二、七〇〇円程度の保険料が必要といわれていますが、加入者の負担が急に増えることのないよう、まず四十九年一月から一、一〇〇円に、そして五十年四月から一、四〇〇円と段階的に引き上げることとしたものです。

なお、その後、物価の異常な上昇とともに物価スライドによる年金額の引き上げなどの

改善が行われていますが、国民年金制度の健全な運営を図る必要から、来年に予定されている制度の見直しでは、年金額の引き上げとあわせて保険料の適正化負担のしかたも考えられることがあります。

改善が行われていますが、国民年金制度の健全な運営を図る必要から、来年に予定されている制度の見直しでは、年金額の引き上げとあわせて保険料の適正化負担のしかたも考えられることがあります。

しかし、昭和三十六年四月(創設)から今年までの十五年間、年金額も高額となりますが、毎月計画を立てて納め忘れのないようにいたしましょう。

*国民年金が創設された当時(三十五歳以上の人)の保険料は一

区分	おもな改善事項	
拠出年金	1. 年金額の引上げ(51.9実施) ア 老齢年金 計算の基礎となる基本年金額の保険料納付月1ヵ月につき800円を1,300円に、また、S5.4.1以前生れた者に加算される優遇分、1ヵ月300円を500円にする。 (月額)	25年年金 28,300円→32,500円 10年年金 17,688円→20,500円 5年年金 13,000円→15,000円
	イ 障害年金(最低保障額) 1級 35,375円→41,250円 2級 28,300円→33,000円	ウ 母子・準母子、 遺児の各年金 28,300円→33,000円
	エ その他 母子年金の加算額や死亡一時金の引上げ 2. 保険料の引上げ(52.4実施) 定額保険料 1,400円→2,200円	

今回の改正案(政府予算)は、年金額の引き上げや保険料の改定のはかに、障害・遺児年金(障害福祉年金を含む)の廃疾認定日を短縮するなど制度の改善事項を大幅に盛り込んだ内容となっています。

老齢年金の改正

(51.9から)
年金額を計算する場合の単価が現行の八〇〇円から一、三〇〇円(特例加算単価は三〇〇円から五〇〇円)に引き上げられますので、

老齢年金の額(保険料を二五年納付)は、上図のとおり現行より一四・八%の増額となります。

障害・母子(準母子)・遺児年金の改正

(51.9から)
障害年金などは、つぎのとおり最低保障額が、それぞれ現行額より一六・六%引き上げられます。

障害年金の廃疾認定日を一年六か月に短縮

(52年度実施)
一、三〇〇円×二五年十二〇〇円×二五年)×二人分で月額七万五、〇〇〇円…四十八年度改正時(夫婦で五万円)の五〇%アップとなります。このほか、上図のとおり、十年年金や五年年金も改正されます。

拠出年金

(一級×二級×一・二五)
三万五、三七五円
↓四万一、二五〇円
↓三万三、〇〇〇円

障害年金を受ける条件として、支給事由が生じたときにおいて、一年以上加入(保険料を納めていること)している人でないと、これらの年金を受けられません。それを、このたびの改正で、

改善される国民年金(案)

(案)

(一級×二級×一・二五)
三万五、三七五円
↓四万一、二五〇円
↓三万三、〇〇〇円

他の公的年金制度から国民年金に移つてすぐには事故にあったようない場合でも、前の制度に加入していれば、これらの年金を受けることができるようになります。ただし、実施の時期など、わしいことはまだ決っていません。

このたびの改正で、国民年金では、現在、障害年金、遺児年金いずれの場合も、支給事由が生じたときにおいて、一年以上加入(保険料を納めていること)している人でないと、これらの年金を受けられません。それを、このたびの改正で、

通算制度を創設
一、廃疾認定日
はじめて医師の診療を受けたとき(初診日)から3年経過した日(その間に症状が固定し治療の効果が期待できなくなつたときはその日)
1年半に改正

障害年金を受ける条件として、保険料を納めた期間が「一年以上」あることとあわせて「廃疾認定日」(上図参照)において、「二級(次ページ参照)程度以上の廃疾の状態にあることが必要です。つまり、障害年金の場合は、保険料を納めた期間が「一年以上」として、普通はその病気やけがにあってから三年以上経たないと受給資格が生じない……というのが現在の取り扱いです。しかし最近は、重病の内臓疾患などがふえ、これら障害者の生活安定を図る必要から、障害年金の支給時期を早めるよう、このたびの改正で廃疾認定日を現行の三年から一年半に短縮しました。

つまり、障害年金の場合は、たとえ、保険料納付の条件を満たしていたとしても、普通はその病気やけがにあってから三年以上経たないと受給資格が生じない……というのが現在の取り扱いです。しかし最近は、重病の内臓疾患などがふえ、これら障害者の生活安定を図る必要から、障害年金の支給時期を早めるよう、このたびの改正で廃疾認定日を現行の三年から一年半に短縮しました。

障害年金の廃疾認定日を

一、一年六か月に短縮

(52年度実施)
一、三万三、〇〇〇円